

# 野迫川村運転経歴証明書交付手数料補助金交付要綱

令和5年3月31日

要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通事故の抑止を図るため、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた村民に対し、野迫川村運転経歴証明書交付手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証で、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対して全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 法第104条の4第5項の運転経歴証明書で、奈良県公安委員会が発行したものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自主返納を行った日現在で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本村の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の新規交付を受けた者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、運転経歴証明書の交付手数料の額と同額とし、補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付申請及び期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野迫川村運転経歴証明書交付手数料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 運転経歴証明書の写し
- (2) 交付手数料の領収書の写し

- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 振込先金融機関口座確認書類（預金通帳の写し等）
- (5) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、運転経歴証明書の交付日から1年以内に行わなければならない。

（交付決定等）

第6条 村長は、前条の規定する申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、野迫川村運転経歴証明書交付手数料補助金の交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）又は野迫川村運転経歴証明書交付手数料補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 村長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

野迫川村運転経歴証明書交付手数料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

野迫川村長 様

(申請者) 住 所 野迫川村  
氏 名  
生年月日 年 月 日 ( 歳)  
電話番号 ー ー

野迫川村運転経歴証明書交付手数料補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

|                       |               |                |      |  |   |
|-----------------------|---------------|----------------|------|--|---|
| 補助金の申請額               |               | 運転経歴証明書交付手数料   |      |  | 円 |
| 自主返納年月日               |               | 年 月 日          |      |  |   |
| 振<br>込<br>先<br>口<br>座 | 金融機関名         | 銀行・組合・農協・信金・労金 |      |  |   |
|                       | 支店名           | 支店・支所・営業部      |      |  |   |
|                       | 種 別           | 普通・当座          | 口座番号 |  |   |
|                       | ふりがな<br>口座名義人 |                |      |  |   |

※添付書類

- (1) 運転経歴証明書の写し (2) 交付手数料の領収書の写し (3) 誓約書
- (4) 振込先金融機関口座確認書類 (預金通帳の写し等)

様式第2号（第5条関係）

# 誓約書

私は、今般野迫川村運転経歴証明書交付手数料補助金制度の申請手続きを行うにあたり、「暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること」を誓約するとともに、暴力団員であるか否かの情報を警察に照会することに同意します。

また、補助金の交付決定後に、上記に該当することが判明し、補助金の返還を命じられた場合には、補助金を返還することを併せて誓約します。

記

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

住 所 野迫川村

氏 名

生年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

野迫川村長 様

様式第3号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

様

野迫川村長 （ 氏 名 ） 印

野迫川村運転経歴証明書交付手数料補助金の  
交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった野迫川村運転経歴証明書交付手数料  
補助金の交付については、下記のとおり交付することと決定したので、通知します。

記

1. 補助金の額 円

2. 補助金交付の条件

- (1) この補助金は、上記事業以外に使用してはならない。
- (2) この補助金の使途について不適切と認めたときは、補助金を返還させることがある。

様式第4号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

様

野迫川村長（氏名）印

野迫川村運転経歴証明書交付手数料補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野迫川村運転経歴証明書交付手数料補助金の交付については、不交付と決定したので通知します。なお、不交付の理由は下記のとおりです。

記

1. 不交付の理由

○○○○○○・・・・。